

News Release

ラッセル・インベストメント・グループ

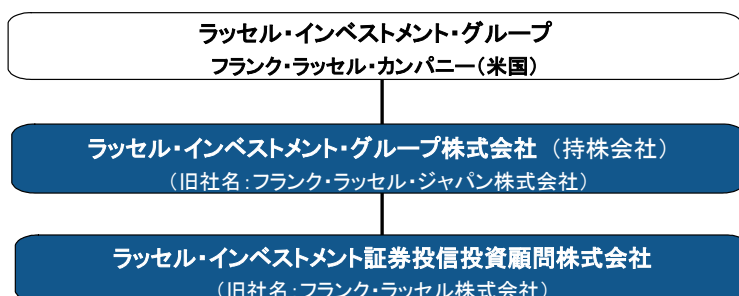
発信日: 2006年3月1日

ラッセル・インベストメント・グループ日本法人の統合と商号変更について

この度ラッセル・インベストメント・グループでは、これまでフランク・ラッセル・ジャパン株式会社(2006年3月1日付けでラッセル・インベストメント・グループ株式会社に社名変更)、フランク・ラッセル株式会社、ラッセル・インベストメント証券株式会社の三社で行ってまいりました各業務を、2006年3月1日付けで「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に統合いたしました。なお、存続会社であるフランク・ラッセル株式会社は、2006年2月16日付けで、既に証券取引法に基づく証券会社の登録を受け(関東財務局長(証)第256号)、その商号を「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に変更いたしております。

今回の合併により、ますます多様化・高度化する投資家の資産運用ニーズに対応するため、ラッセルの幅広い商品、およびサービスのなかから、さらに効率的、かつ最適な資産運用ソリューションを投資家の皆様にご提供することが可能となります。今後も、「皆様の財務基盤の強化のために」をグループのミッションとして、社員一同、さらなるサービスの向上に努めてまいります。何卒倍旧のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<ラッセル・インベストメント・グループの日本における体制>



<存続会社の概要>

商号	ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社 (英語名: Russell Investments Japan Co., Ltd.)
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ
電話番号	03-5411-3500(代表)
FAX番号	03-5411-3501(代表)
代表者	代表執行役会長 津野 正則 代表執行役社長 マーク・C・ハンセン 代表執行役 中野 孝彦
設立	1999年3月9日
資本金	12億5,500万円
事業内容	証券投資信託委託業、証券投資顧問業、 資産運用コンサルティング業、証券業
登録・認可等	投資信託委託業 証券投資顧問業 登録番号: 関東財務局長第893号 投資一任業務金融再生委員会認可 認可番号: 金融再生委員会第25号 社団法人日本証券投資顧問業協会 会員番号: 第011-00893号 証券業 登録番号: 関東財務局長(証)第256号

◎当資料に関してご留意いただきたい事項

- 当資料はラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社が一般的な情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料でご紹介するサービスには、投資信託が含まれます。投資信託は、元金が保証されているものではありません。また、投資信託には手数料等の諸費用がかかります。後述の『投資信託にかかる主な留意事項』をお読みください。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料中「ラッセル・インベストメント・グループ」および「ラッセル」は、フランク・ラッセル・カンパニーおよびその子会社等の総称です。
- ラッセルによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部または一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮ください。

◎投資信託にかかる主な留意事項

- 投資信託は、株式および公社債等値動きのある証券に投資しますので、組入株式や組入公社債等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の倒産または財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を保有する場合、外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落し損失を被ることがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは投資信託をご購入のお客様が負います。
- リスクは上記に限定されるものではありません。投資信託の取得のお申し込みにあたっては、必ず当該商品の投資信託説明書(目論見書)を販売会社でお受け取りになり、「投資リスクおよび留意点」等、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託には、「お申込み時」、「ご換金時」、「保有期間中」にご負担いただく手数料等の諸費用が発生します。費用は投資信託によって異なります。詳しくは、当社までお問い合わせください。
- 投資信託は、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 金融商品取引業者以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会 日本証券業協会、(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問協会